優先資本金の額の減少公告

平成21年11月25日　東京都江東区亀戸六丁目56番15号
ジャパン・アセット・エイト・ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

ジャパン・アセット・エイト・ホールディング特定目的会社（以下「本特定目的会社」という。）は平成21年12月10日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第２項の規定により公告致します。

１．優先資本金の額の減少をする目的
　特定資産の売却金、特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資償却原資」という。）がある場合における優先出資償却原資の分配。

２．優先資本金の額の減少をする要件
　優先出資償却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの優先出資償却原資の累積額から、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後のⒶ本特定目的会社の維持・運営に係る債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。なお、減資消却可能額が50,000円の整数倍とならない場合には直近の50,000円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として優先資本金の額を減少する。

３．優先資本金の額の減少をする時期
　上記２．の判断がされてから６か月以内に行う。

４．減少する優先資本金の額
　金45,000,000円

５．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
　本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少において消却する対象となる。
　優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は900口である。

６．優先出資の消却の方法
　下記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

$$\frac{\text{減資消却可能額（円）}}{50{,}000\text{円}} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第１位を四捨五入）}$$

７．優先資本金の額の減少において消却に要する金額
　金45,000,000円

８．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
　本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。

第12期決算公告

平成21年11月25日
東京都大田区北馬込２－50－４－105
株式会社ソルカ
代表取締役　春山　周一

貸借対照表の要旨（平成21年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	10,207
	固定資産	145
	資産合計	**10,352**
負債純資産及び部	流動負債	57
	負債合計	**57**
	株主資本	10,295
	資本金	10,000
	利益剰余金	295
	その他利益剰余金	295
	（うち当期純損失）	（2,618）
	純資産合計	**10,295**
	負債・純資産合計	**10,352**

第１期決算公告

平成21年11月25日
東京都新宿区神楽坂二丁目14番地
冨士運輸株式会社
代表取締役社長　甲賀　倫房

貸借対照表の要旨（平成21年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	120,231
	固定資産	4,600
	合計	**124,831**
負債純資産及び部	流動負債	88,068
	株主資本	36,763
	資本金	30,000
	資本剰余金	5,617
	利益剰余金	1,146
	（うち当期純利益）	（1,146）
	合計	**124,831**

優先資本金の額の減少公告

平成21年11月25日　東京都江東区亀戸六丁目56番15号
ジャパン・アセット・スリー・ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

ジャパン・アセット・スリー・ホールディング特定目的会社（以下「本特定目的会社」という。）は平成21年12月10日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第２項の規定により公告致します。

１．優先資本金の額の減少をする目的
　特定資産の売却金、特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資償却原資」という。）がある場合における優先出資償却原資の分配。

２．優先資本金の額の減少をする要件
　優先出資償却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの優先出資償却原資の累積額から、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後のⒶ本特定目的会社の維持・運営に係る債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。なお、減資消却可能額が50,000円の整数倍とならない場合には直近の50,000円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として優先資本金の額を減少する。

３．優先資本金の額の減少をする時期
　上記２．の判断がされてから６か月以内に行う。

４．減少する優先資本金の額
　金30,000,000円

５．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
　本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少において消却する対象となる。
　優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は600口である。

６．優先出資の消却の方法
　下記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

$$\frac{\text{減資消却可能額（円）}}{50{,}000\text{円}} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第１位を四捨五入）}$$

７．優先資本金の額の減少において消却に要する金額
　金30,000,000円

８．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
　本特定目的会社が発行する優先出資は１種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。

第２期決算公告

平成21年11月25日
三重県四日市市川尻町100番地
ＭＣＪエネルギーサービス株式会社
代表取締役社長　金重　州典

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	64
	固定資産	30
	繰延資産	1
	合計	**95**
負債純資産及び部	流動負債	5
	固定負債	0
	株主資本	90
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	△10
	その他利益剰余金	△10
	（うち当期純損失）	（10）
	合計	**95**

第53期決算公告

平成21年10月26日
大阪市中央区谷町１丁目５番４号
株式会社大阪税理士会館
代表取締役　大和　　司

貸借対照表の要旨（平成21年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	17,450
	固定資産	452,520
	繰延資産	2,319
	合計	**472,289**
負債純資産及び部	流動負債	42,239
	固定負債	138,124
	株主資本	291,926
	資本金	54,000
	利益剰余金	237,926
	利益準備金	6,500
	その他利益剰余金	231,426
	（うち当期純損失）	（8,069）
	合計	**472,289**